



事故防止

何が危険なのか？ どうすれば危険を除去し、事故を未然に防ぐことができるのか？

考えられる事故の例



当法人には、各障害福祉サービス事業所をより良いものにし、円滑に運営するために「感染症防止」、「安全運転推進」、「苦情対策」、「事故防止」、「安全衛生推進」、「防災」、「虐待防止」、「JLED通信編集」の8つの委員会があります。今回は、「事故防止委員会」についてご紹介いたします。

事故防止委員会について

委員会は、各事業所から委員が選ばれて、委員長、副委員長、書記、委員で構成されています。定例委員会を年に数回開催することになっており、現在までに3回の委員会が開催されました。

事故防止委員会の目的は、危険な目に遭いそうになってひやりとしたり、はっとしたりする「ヒヤリハット」をもとに事業所

内における環境の整備や職員間の連携方法などを検討することを目的としています。（リスク管理を検討して全体に周知させることが重要です）

最後に

事業所における事故の防止は、サービス提供の基礎となるものであり、永遠の課題です。

当法人の障害福祉サービス事業所を、安心して安全にご利用していただくために、サービス提供中の事故を防止し、適切で質の高い障害児者福祉サービスを提供することを目指し、事故防止委員会での取り組みを実りあるものにして行きたいと思えます。（執筆：事故防止委員会）

事故防止について

私たち指定障害福祉サービス事業所は、法律に則って事業を行っています。関連法令では、事故が発生した場合、その原因を説明して再発を防止するための対策をとらなければならないことになっています。

ここでいう「事故」とは、事業者のあやまちや不注意の有無に関わらず、事業所においてサービスを提供する中で発生するすべての人身事故で身体的・精神的被害が生じたものをいいます。具体的には、「転倒・転落」、「誤えん」（食物などが気管に入ってしまったこと）、「誤飲」（食物以外の物を誤っ

いままでの取り組み

法的根拠の確認

『事故防止マニュアルの理解と周知・徹底』

事故が起きた際の事務処理の流れの確認

過去のヒヤリハットや事故報告の検証

今後の取り組み

事業所毎の『事故防止マニュアル』の改定

『ヒヤリハット事例集』の作成と情報共有

事故をよく知ってしっかり対応すれば予防できる！

